

新潟市立小・中学校特別教室空調設備設置工事に係る設計・施工一括発注実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市が所管する小学校及び中学校における特別教室への空調設備設置工事（以下「本工事」という。）について、設計及び施工を一括発注する契約の実施について、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 本工事の内容は次のとおりとする。

- (1) 工事名 別に工事案件ごとに定めるものとする。
- (2) 工事場所 新潟市内（各工事個所による）とする。
- (3) 工事概要 空調設備設置工事の設計及び施工とする。
- (4) 工事期間 各工事個所によるものとする。

(配置技術者等)

第3条 本工事を実施するうえで必要とされる、建設業法上の「主任技術者」又は「監理技術者」は、前条第1号における工事案件ごとの配置とする。

2 前項のほか、本工事の対象となる学校ごとに現場担当者を配置し、現場作業時における統括管理を行うとともに、必要に応じ連絡調整等が迅速に行える体制を整えるものとする。

(発注課)

第4条 契約規則に基づき、本工事の発注及び契約に関する手続は、教育委員会事務局施設課で行うものとする。

(予定価格の事前公表)

第5条 本工事の入札にあたり、契約規則第11条の2に基づいて、予定価格を事前に公表する。ただし、算定根拠については公表しないものとする。

(入札参加資格)

第6条 本工事の入札にあたり、特定共同企業体の結成の有無は問わない。

2 特定共同企業体を構成する場合は構成員数を2とし、資格要件については、別途入札説明書に定める。

(落札候補者の選定及び決定)

第7条 一般競争入札により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

2 前項に規定する落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月21日から施行する。

(新潟市小・中学校等エアコン設置工事に係る設計・施工一括発注実施要項の廃止)

2 新潟市小・中学校等エアコン設置工事に係る設計・施工一括発注実施要項（平成31年2月19日制定）は、廃止する。